

福山市一般廃棄物処理基本計画策定等業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2025年（令和7年）4月28日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務の概要

(1) 業務名

福山市一般廃棄物処理基本計画策定等業務

(2) 業務内容

福山市一般廃棄物処理基本計画策定等業務仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日まで

2 委託費

委託費の上限は14,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者であること。
- (7) 2016年度（平成28年度）以降、国及び地方公共団体が発注する次のいずれかの業務について、元請として受注し、完了した実績を有すること。
 - ア 一般廃棄物処理基本計画策定業務（計画の見直し等を含む。）
 - イ 廃棄物処理に係る計画の策定業務（一般廃棄物処理基本計画を除く。）
 - ウ 廃棄物処理・再生利用に係る検討業務

4 評価基準・評価項目

福山市一般廃棄物処理基本計画策定等業務に係るプロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

実施要領の別表「評価基準・評価項目」に基づく評価をもとに、市長が本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当課

福山市経済環境局環境部環境総務課

広島県福山市東桜町3番5号

電話：084-928-1071

E-mail：kankyou-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2025年(令和7年)4月28日(月)
実施要領等の配付期間	2025年(令和7年)4月28日(月)から 同年5月14日(水)まで
質問書の受付期間	2025年(令和7年)4月28日(月)から 同年5月5日(月)まで
質問書に対する回答期限・回答 方法	2025年(令和7年)5月8日(木) 本市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	2025年(令和7年)4月28日(月)から 同年5月14日(水)まで
参加資格確認結果の通知	2025年(令和7年)5月16日(金)
企画提案書の受付期間	2025年(令和7年)5月19日(月)から 同年5月28日(水)まで
プレゼンテーションの実施	2025年(令和7年)5月下旬～6月上旬(予定)
企画提案書の選定通知	2025年(令和7年)6月上旬(予定)

※「予定」と記載されている日程は、必要に応じて変更することがある。

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025年(令和7年)4月28日(月)から同年5月14日(水)まで(市の休日
を除く。)午後5時まで

イ 配付方法

6(1)の担当課と同じ。福山市ホームページからダウンロード可。

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2025年(令和7年)4月28日(月)から同年5月5日(月)まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(様式7)により、「6(1)担当課」に電子メールで

提出すること。メールの件名は「福山市一般廃棄物処理基本計画策定等業務質問書」とし、電子メール送信後、電話により電子メールの到着を確認すること。

ウ 回答

質問への回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに２０２５年（令和７年）５月８日（木）午後５時までに適宜、掲載する。

７ 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

２０２５年（令和７年）４月２８日（月）から同年５月１４日（水）まで（市の休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで（郵送の場合は、５月１４日（水）午後５時必着）。

(2) 提出場所

６（１）の担当課と同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前８時３０分から午後５時まで）

- ・提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・郵送による提出の場合は「簡易書留」又は「特定記録」とする。

(4) 提出書類及び部数

次のアからコまでの書類を作成し、各１部を提出すること。

エ、カ、キ及びクについては、提出日の３か月前の日以後に発行されたものとする。

ア 参加申込書（様式１）

イ 実績報告書（様式２）

２０１６年度（平成２８年度）以降の国及び地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画、廃棄物処理に係る計画の策定業務及び廃棄物処理・再生利用に係る検討業務（以下「関連業務」という。）の元請としての完了実績を記載すること。

ウ 商業登記簿謄本（写しでも可）

エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前１事業年度の「貸借対照表」「損益計算表」「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

オ 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式３）を提出すること。）

カ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの）

キ 印鑑証明書（原本）

ク 使用印鑑届（様式４）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

ケ 委任状（様式５）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

コ 誓約書（様式６）

8 契約の締結

本業務の契約は、市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。

9 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

10 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。